

農林業センサスの課題と対応方向 (案)

各種施策の展開方向に対応した調査項目の設定

食料・農業・農村基本計画

(令和2年3月31日閣議決定)より抜粋

食料・農業・農村基本計画(令和2年)

～我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐために～

基本的な方針

「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、**食料自給率の向上**と**食料安全保障を確立**

施策推進の基本的な視点

- ✓ 消費者や実需者のニーズに即した施策
- ✓ 食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成
- ✓ 農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開
- ✓ スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進
- ✓ 地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮
- ✓ 災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化
- ✓ 農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進
- ✓ SDGsを契機とした持続可能な取組を後押しする施策

食料・農業・農村をめぐる情勢

農政改革の着実な進展

農林水産物・食品輸出額
4,497億円(2012) → 9,121億円(2019)
生産農業所得 2.8兆円(2014) → 3.5兆円(2018)
若者の新規就農
18,800人/年(09~13平均) → 21,400人/年(14~18平均)

国内外の環境変化

①国内市場の縮小と海外市場の拡大
・人口減少、消費者ニーズの多様化
②TPP11、日米貿易協定等の新たな国際環境
③頻発する大規模自然災害、新たな感染症
④CSF(豚熱)の発生・ASF(アフリカ豚熱)への対応

生産基盤の脆弱化

農業就業者数や農地面積の大幅な減少

これまでの食料・農業・農村基本計画

- 食料・農業・農村基本法(平成11年7月制定)に基づき策定
- 今後10年程度先までの施策の方向性等を示す、農政の中長期的なビジョン

平成12年 平成17年 平成22年 平成27年

*おおむね5年ごとに見直し

目標・展望等

食料自給率の目標

【カロリーベース】37% (2018) → **45%** (2030)
(食料安全保障の状況を評価)
【生産額ベース】66% (2018) → **75%** (2030)
(経済活動の状況を評価)

【飼料自給率】25% (2018) → 34% (2030)

【食料国産率】飼料自給率を反映せず、**国内生産の状況を評価するため新たに設定**

<カロリーベース> 46%(2018) → 53%(2030) <生産額ベース> 69%(2018) → 79% (2030)

食料自給力指標(食料の潜在生産能力)

農地面積に加え、**労働力も考慮**した指標を提示。また、新たに**2030年の見通し**も提示

講すべき施策

1. 食料の安定供給の確保

- 新たな価値の創出による需要の開拓
- グローバルマーケットの戦略的な開拓
(農林水産物・食品の輸出額: 5兆円を目指す(2030))
- 消費者と食・農とのつながりの深化
- 食品の安全確保と消費者の信頼の確保
- 食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立
- TPP等新たな国際環境への対応、今後の国際交渉への戦略的な対応

3. 農村の振興

- 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保
(複合経営、地域資源の高付加価値化、地域経済循環等)
- 中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備
(ビジョンづくり、多面的機能の発揮、鳥獣被害対策等)
- 農村を支える新たな動きや活力の創出
(地域運営組織、関係人口、半農半X等のライフスタイル等)
- 上記施策を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり

6. 食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成

施策の推進に必要な事項

- ①国民視点・現場主義に立脚、②EBPMの推進・「プロジェクト方式」による進捗管理、③効果的・効率的な施策の推進、④行政手続のデジタルトランスフォーメーション、⑤幅広い関係者・関係府省との連携、⑥SDGsに貢献する環境に配慮した施策の推進、⑦財政措置の効率的・重点的運用

【基本計画と併せて策定】

農地の見通しと確保

(2019) 439.7万ha 見通し: 414万ha
〔すう勢: 392万ha〕
※施業を請わない場合

農業構造の展望

(農業労働力の見通し)
(2015) 208万人 展望: 140万人
〔すう勢: 131万人〕
※これまでの傾向が続いた場合

農業経営の展望

①37の経営モデルを提示
②小規模でも安定的な経営を行い農地維持等に寄与する事例を提示

2. 農業の持続的な発展

- 担い手の育成・確保
(法人化の加速化、経営基盤の強化、経営継承、新規就農と定着促進等)
- 多様な人材や主体の活躍
(中小・家族経営、農業支援サービス等)
- 農地集積・集約化と農地の確保
(人・農地プランの実質化、農地中間管理機構のフル稼働等)
- 農業経営の安定化
(収入保険制度や経営所得安定対策等の着実な推進等)
- 農業生産基盤整備
(農業の成長産業化と国土強靭化に向けた基盤整備)
- 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化
(品目別対策、農作業等安全対策の展開等)
- 農業生産・流通現場のイノベーションの促進
(スマート農業の加速化、デジタル技術の活用推進等)
- 環境政策の推進
(気候変動への対応、有機農業の推進、自然循環機能の維持増進等)

4. 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応

5. 団体に関する施策

7. 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応

「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂の概要



○ 統計委員会の答申(諮問第114号の答申(平成30年8月28日))～抜粋～

(略)

3 今後の課題

近年、農林業における施策が大きく変更されており、その動きが加速されている。このため、本調査においても、施策の動向に合わせて必要な情報が提供可能となるよう、適時適切に調査計画の見直しを行うとともに、以下の課題について検討する必要がある。

(1) 客体候補名簿の位置付けの検討

本調査の実施に当たっては、統計調査員が、調査対象とする農林業経営体に該当するか否か判別するために必要な確認項目等を設けた客体候補名簿を用いて、面接聞き取りにより判定を行っているが、その把握された情報については、調査票情報と同様に集計・公表されており、調査対象外となる自給的農家や土地持ち非農家の数などの有用なデータを提供するものとなっている。

① このように、客体候補名簿により有用な情報が収集されていることから、報告者の負担や秘密保護にも留意しつつ、その情報の有効活用や調査計画上の位置付けの明確化について検討する必要がある。

なお、今回調査の客体候補名簿においては、本調査の対象にならない自給的農家や土地持ち非農家が所有する田・畠・樹園地の耕地面積のうち、貸している耕地面積を把握する項目を削除することとしているが、担い手となる農業経営体への農地の貸し手として重要な意義を持つ階層であり、農地の集積・集約化の促進等を検討する上で重要な情報となるものであることから、把握を継続する必要がある。

③ また、前回調査における客体候補名簿と農林業経営体調査票を一体型とする仕様について、調査員による誤配布や報告者の誤解を回避するため、分離した仕様とする必要がある。

【対応方向】

- ① 客体候補名簿の位置付けについて（次回対応予定）

⇒ 調査計画の集計事項一覧に記載する方向で総務省と調整

客体候補名簿は、母集団名簿に位置付けられているものであり調査票ではないことから、これまで集計事項一覧には記載していなかったが、客体候補名簿から得られる情報に基づく集計結果は広く利用されている状況を踏まえ、2025年農林業センサスの調査計画においては、客体候補名簿を利用した統計表についても集計事項一覧に記載した上で集計を行う方向で総務省と調整する。

- ② 自給的農家や土地持ち非農家が貸している耕地面積の把握について（前回対応済み）

⇒ 2020年農林業センサスにおいても把握を継続

当初、自給的農家や土地持ち非農家が所有する田・畠・樹園地の耕地面積のうち、貸している耕地面積を把握する項目については取りやめを計画していたが継続して把握している。

- ③ 客体候補名簿と農林業経営体調査票の一体型仕様について（前回対応済み）

⇒ 2020年農林業センサスにおいて分離した仕様で調査を実施

調査員による誤配布や報告者の誤解を回避するため、客体候補名簿と農林業経営体調査票は分離して調査を実施した。

（2）農林業経営体調査票の分割の検討

現行の農林業経営体調査票は、個人経営体と団体経営体を同一の調査票により調査することとしているため、報告者にとっては、調査票の内容が煩雑となり、実際の報告すべき事項数よりも多く感じられることなどにより、本調査に対する負担感がより大きくなる要因にもなるものと考えられる。

このため、調査実施上の支障等を考慮しつつ、農林業経営体調査票について、個人経営体と団体経営体で調査票を分割することについて検討する必要がある。

【対応方向_検討したが変更予定なし】

⇒ 調査員の負担軽減、調査票の誤配布回避等の観点から調査票の分割は行わない

調査票を分割した場合、調査員が個人経営体か団体経営体かを判定した上で該当する調査票を配布する必要があり、これまで以上に調査員の事務負担が増加するほか、調査票の誤配布の発生も懸念されることから調査票の分割は適切ではないと考える。

ただし、指摘を踏まえ、より調査客体の負担軽減を図る観点から、農業を林業と読み替えていた林業経営に関する項目の分割や内部労働力（個人経営体の世帯員と団体経営体の役員・構成員）に関する項目の統合等の改善を検討する。

（3）経済センサス-活動調査との役割分担の検討

農村地域の高齢化等が急速に進展し、これに対応して地域の農業の担い手が経営継承や規模拡大といった課題に対応するため、農業経営の法人化の取組が推進されているところであり、今後、経済センサス-活動調査の対象となる農林業経営体もさらに増加していくことが予想される。

このような中、本調査が農林業経営体の構造把握に重点を置いた調査となっていることにかんがみ、経済センサス-活動調査との重複も懸念されるため、報告者負担の軽減や調査の効率化等の観点から、経済センサス-活動調査との役割分担について検討する必要がある。

【対応方向_検討したが変更予定なし】

⇒ 役割分担について整理済み

農林業センサスでは、農林行政の推進や農林統計調査の母集団情報として必要な生産構造や就業構造を経済センサスより詳細に把握しているが、一方で、経済センサスで把握している費用や資本に関する事項は把握しておらず、役割分担は既にされていると認識している。

なお、農林業経営体のうち、経済センサスの対象となる団体経営体数は4.1%となっている。

○ 第166回統計委員会(令和3年7月30日)における川崎産業統計部会長から提示された
「農業経営統計調査の審議を契機とする部会長メモ」

(略)

主副業別統計の現状3区分は、1995 年の農林業センサスから用いられているものとのことです
が、区分設定から既に四半世紀以上を経過しており、その間、農業経営体の構造にも変化が生じていると考
えられます。

このような状況を踏まえ、次回の農林業センサス（2025 年実施）の計画策定に向けて、この3区分
について、

- ① 「副業的経営体」など、区分の名称は適切か。
- ② 年齢（65 歳）を区分の指標として用いることが適切なのか。
- ③ 3 区分を継続する場合も、現状とは異なるより適切な指標を用いることはできないか。

などの観点から再検討を行う必要があると考えます。

このメモで示した問題意識も踏まえつつ、担当部局において将来的な統計改善を検討されることを希
望します。

【対応方向】

⇒ 副業的経営体について、名称を変更した上で、農業所得が主の経営体数や農業専従者がいる
経営体が分かる表章に見直す

見直しに当たっては、

- ①統計の連續性を担保する観点から、既存の区分と比較可能な形とする
- ②65歳で区分することについては、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）と整合をとる
(国勢調査をはじめとする他の人口統計やOECD統計等でも65歳を年齢区分としている)
必要がある。